

税制改正による市税の変更のお知らせ

平成27年度から軽自動車税の税率変更と 平成28年度から経年車の重課税率の導入

原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車

車種		平成26年度まで (現行税率)	平成27年度から (新税率)
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超～250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

登録されている上記の車種の車両全てに、平成27年度から新税率が適用されます。

三輪・四輪以上の軽自動車

車種			平成26年度まで (現行税率)	平成27年度から (新税率)	平成28年度から (経年重課税率)
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

【現行税率】

平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた(車検証の初度検査年月が平成26年度以前)車両は、現行の税率が適用されます。

【新税率】

平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた(車検証の初度検査年月が平成27年度以降)車両は新税率が適用されます。

※初めて車両番号の指定を受けた月とは、初度検査年月のことです。
お持ちの車検証をご確認ください。

【経年重課税率】

平成28年度以後は、賦課期日(毎年4月1日)現在に、初めて車両番号の指定を受けた月から13年経過した車両は、重課税率が適用されます。

※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は除きます。

自分の乗っている原付や軽自動車の税率が、どこに該当するのか、よくご確認ください!



皆さまのご理解とご協力をお願いします

～事業主の皆さまへ～

法人市民税の法人税割額の税率変更

税率を2.6パーセント引き下げ

平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用される法人税割額の税率が、2.6パーセント引き下げられました。

開始する事業年度	法人税割の税率
平成26年9月30日まで	14.7パーセント
平成26年10月1日以降	12.1パーセント

※平成26年10月1日以降に開始する、最初の事業年度の予定申告の法人税割額は、前年度の法人税割額の4.7/12(12分の4.7)となります。

～事業主の皆さまへ～

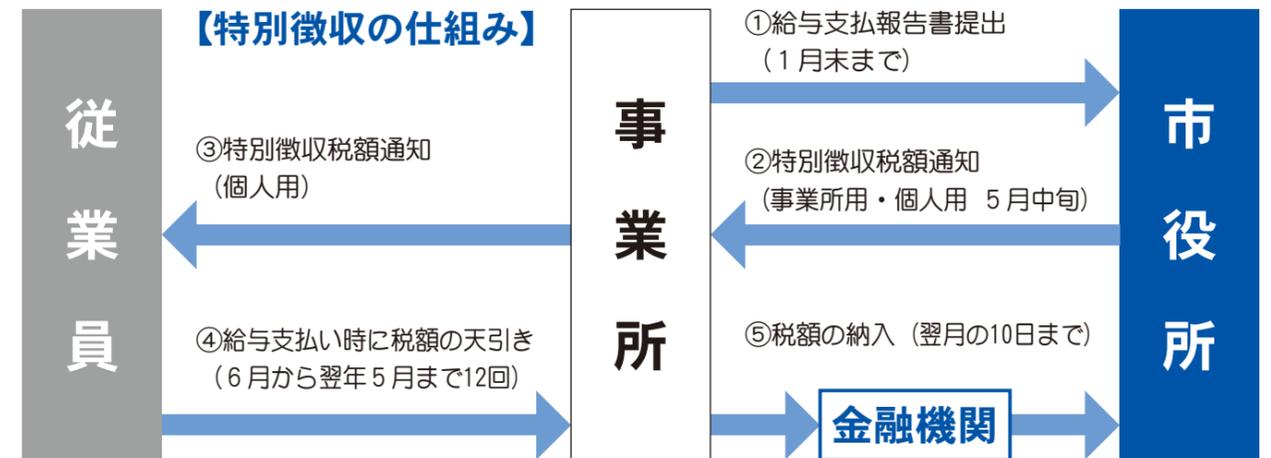
個人住民税の特別徴収完全実施

県内全市町で平成27年度から完全実施



特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等(給与所得者)に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、市町村へ納入していただく制度です。

平成27年度からは、県内全市町で個人住民税の特別徴収(給与天引き)が完全実施となりますので、事業主の皆さまはご注意ください。



■問合せ 市庁舎本館2階 市民税課市民税係 TEL0897-52-1317